

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

医療法人愛広会は、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、利用者の人権と尊厳を第一に考え、高齢者虐待防止と予防及び早期発見・早期対応を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、あらゆる手段を講じ、努力を怠らず業務に取り組むものとする。

2. 高齢者虐待防止のための組織に関する事項

高齢者虐待防止、早期発見・早期対応を目的として、「認知症ケア・身体抑制防止チーム・虐待防止委員会」を設置し、専任の担当者を配置する。

認知症ケア・身体抑制防止チーム・虐待防止委員会は年1回以上定期的に開催し、次のこと等を検討し、その結果について職員に周知する。

- (1) 高齢者虐待に関するマニュアル等の見直し
- (2) 虐待の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる
- (3) 日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する

3. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する事項

- (1) 認知症ケア・身体抑制防止チーム・虐待防止委員会の委員長（または事業者、高齢者虐待防止責任者）は、高齢者虐待防止の啓発のために職員研修を定期的に開催する
- (2) 高齢者虐待防止に関する研修会等に職員を積極的に参加させるよう努めなければならない
- (3) 前述の研修は、新任職員及び介護業務に従事する職員以外の職員にも行い、実施内容や研修資料及び出席者等の記録と保存を行うものとする

4. 対象とする虐待行為

この指針において虐待とは、職員が利用者に対して行う次の行為をいう

- (1) 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
- (2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (3) 高齢者に対する著しい暴言または著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- (5) 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

5. 高齢者虐待を発見した場合の対応に関する事項

虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。報告にあたっては、虐待防止責任者が臨時の委員会を開催し、虐待の内容に関して情報をまとめることとする。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

通報先	電話番号
新潟県高齢者虐待防止センター	025-228-1110
聖籠町地域包括支援センター	0254-27-6521
新発田中央地域包括支援センター	0254-26-2400
新発田東地域包括支援センター	0254-31-2001
新発田西地域包括支援センター	0254-28-7447
新発田南地域包括支援センター	0254-24-1111
新発田北地域包括支援センター	0254-41-4646
新発田市高齢福祉課	0254-28-9200

6. 相談・報告体制

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談・報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。

(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。

(5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(6) 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者又はその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を苦情解決責任者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者に対する指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるよう、事業所内での掲示や備え付け、その他を行う。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。